

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号
株式会社レグス
代表取締役社長 内川 淳 一 郎

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年3月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、32～33頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」以下をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成22年3月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 芙蓉の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

報告事項 第22期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第22期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役2名選任の件

第5号議案 監査役2名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

第7号議案 会計監査人選任の件

第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

-
- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.legs.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年1月1日から
平成21年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、大企業製造業を中心に足元の業況判断が改善したものの、マイナス幅はなお大きく、雇用や生産設備の過剰感が残るなか、円高やデフレが企業心理に影を落とし始めており、企業は本格回復への道筋をまだ描けていない状況にあります。

当社が属する広告・販促業界においても、これら企業業績の先行きに対する不透明感を反映し、広告・販促費の減少幅こそ縮小するものの、未だ本格回復は見えていない状況にあります。またその一方で、業界の構造変化として、費用対効果の見えやすい検索連動型のネット広告や販促支援等については比較的堅調な需要があることや、自動車や一部電機等の著しく広告費を抑制した業界から広告出稿が復活する動きがでてきたこと等、一部に明るい兆しもでてきております。

このような状況下、当社では、中期経営計画において策定した市場戦略においてこれまでの戦略市場である飲料・食品・流通及び通信業界を中心とする既存顧客の深堀り、特に、比較的企業体力のある大手を中心とする既存顧客の深堀りに加え、新たな市場での新規顧客開拓及び昨今の顧客の販促ニーズの変化に対応した新規商材の提供等により、戦略市場及び提供サービスの幅をひとつひとつ広げべく積極的な事業展開をしております。

当期における当社の経営成績については、まず売上高に関しては、OEM顧客向け等で顧客企業の販売不振及び経費削減の影響を受け、当社受注額が減少したものの、流通顧客向け等が好調だったため、前期比で増収となりました。売上総利益に関してはOEM顧客向け高付加価値案件があったことと、業容の変化及びそれに伴う組織変更により、従来製造経費としていた経費を販売費及び一般管理費に変更したことにより、売上総利益率は前期比で上昇しております。しかし、経常利益及び当期純利益については、人件費増による販売費及び一般管理費の増加により前期比で減収となりました。

また、その他のトピックスとしては、まず、近年積極化を図っております海外展開についてですが、平成20年10月に設立した当社子会社睿格斯（上海）貿易有限公司及び平成21年5月に開設した当社韓国支店を中心に、未だ売上規模こそ小さいものの順調に推移しており、特に、睿格斯（上海）貿易有限公司については、当期で営業利益、経常利益、当期純利益とも黒字へと転換しております。

また、今後ますます高度化・多様化が予想される販促業務における顧客ニーズ

への対応のため、平成21年8月に子会社化しました、株式会社エム・アンド・アイについては、これも当期で営業利益、経常利益、当期純利益とも黒字となりました。今後、当社として、マーケティングソリューションにノウハウのある株式会社エム・アンド・アイとより一層のシナジー構築を図り、高付加価値なプロモーションサービスを、幅広く当社の顧客企業に提供できるよう体制を整備してまいります。

また、当社の中期経営計画における商材の拡大として、平成21年9月に業務提携しました、韓国のKIKKOLIGHTING Co.,Ltd（本社：大韓民国ソウル特別市、代表取締役社長：Kil Hae Kyong）と発光ダイオード照明事業に参入しました。新規事業として今後の新たな収益基盤にすべく事業の推進を図ってまいります。

これらの結果、当期の売上高は71億92百万円（前期比19.0%増）、経常利益91百万円（前期比38.5%減）、当期純利益72百万円（前期比16.6%減）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は1百万円で、その主なものはパーソナルコンピュータ等への投資であります。その所要資金は、自己資金をもって充ていたしました。

(3) 対処すべき課題について

- ① 近年、消費者の販促製作物等の品質に対する要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっております。当社はこれらの要求に応えるべく、品質マネジメントシステムの国際規格である、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの構築を推進し、平成20年1月にISO9001の認証取得を完了しております。今後さらなる品質向上に努めてまいります。
- ② 近年、国内のみならず海外においても、顧客企業のマーケティングサービス及び商品企画サービスのニーズが顕在化しつつあります。当社はこれらのニーズに応えるべく、平成20年10月に上海に当社子会社睿格斯（上海）貿易有限公司、平成21年5月に韓国に当社韓国支店を開設し、今後もさらなる海外展開の推進を図ってまいります。
- ③ 当社では、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、新たな事業の可能性を発見・育成し、事業の裾野を拡げる必要性があると考えております。具体的には、既存事業での販促業務において今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、常に新たな事業の可能性を発見・検討・育成するため、執行取締役主導でのプロジェクト化を随時推進していく体制を構築し、また新規事業の推進のできる人材の育成を積極的に図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 19 期 (平成18年12月期)	第 20 期 (平成19年12月期)	第 21 期 (平成20年12月期)	第22期(当期) (平成21年12月期)
売 上 高 (千円)	5,390,138	5,693,570	6,044,730	7,192,427
経 常 利 益 (千円)	285,828	238,816	149,304	91,798
当 期 純 利 益 (千円)	11,658	38,667	86,677	72,302
1株当たり当期純利益 (円)	445.94	1,483.20	3,398.32	2,857.58
総 資 産 (千円)	2,581,578	2,526,383	2,522,288	3,273,839
純 資 産 (千円)	1,800,759	1,792,264	1,805,138	1,861,453

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。なお、第19期の期中平均発行済株式数は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスアイビー	10,000千円	100.00%	マーケティング企画立案、実施業務
株式会社プロコミット	40,000千円	97.00%	人 材 派 遣 ・ 紹 介 業 務
睿格斯(上海)貿易有限公司	30,000千円	100.00%	マーケティング企画立案、実施業務
株式会社エム・アンド・アイ	20,000千円	66.00%	マーケティング企画立案、実施業務

当社は、平成21年8月3日に株式会社エム・アンド・アイの株式を取得し、連結子会社としています。

当期の連結対象子会社は上記4社であります。当期の連結会計年度の売上高は75億81百万円（前期比 1.6%減）、営業利益は80百万円（同 65.3%減）、経常利益は82百万円（同 62.4%減）、当期純利益は54百万円（同 53.9%減）となりました。

なお、持分法適用会社であった小山孝雄経営研究所株式会社は、平成20年11月18日の取締役会で清算決議を行い、平成21年5月31日をもって清算終了しております。

(6) 主要な事業内容（平成21年12月31日現在）

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品等の企画・製作

(7) 主要な営業所（平成21年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

(8) 従業員の状況（平成21年12月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	121 名	36 名増	32.35 歳	5.70 年
女 性	24 名	5 名増	26.54 歳	3.02 年
合計または平均	145 名	41 名増	31.54 歳	5.33 年

- (注) 1. 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 従業員数が当期に41名増加しておりますが、これは主に当社子会社である株式会社エスピーの業務の一部を当社に移管したこと、および新卒採用によるものです。

(9) 主要な借入先（平成21年12月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 エ ス ア イ ピ ー	450,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成21年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 98,000株
(2) 発行済株式の総数 27,100株（自己株式 1,798 株）
(3) 株 主 数 841名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ョ イ ュ ー	6,800 株	26.88 %
内 川 淳 一 郎	6,592 株	26.05 %
レ ッ グ ス 従 業 員 持 株 会	2,127 株	8.41 %
坂 本 孝	720 株	2.85 %
梶 澤 紀 夫	706 株	2.79 %
株 式 会 社 イン タ ー エ ッ ク ス	609 株	2.41 %
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	560 株	2.21 %
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	560 株	2.21 %
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	560 株	2.21 %
楠 田 肇	450 株	1.78 %

(注) 持株比率については、自己株式（1,798株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成21年12月31日現在)

平成21年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 25個（新株予約権1個につき1株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 25株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり59,670円（1株当たり59,670円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間
平成26年3月24日から平成31年3月23日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社社外監査役	25個	25株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成21年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 305個（新株予約権1個につき1株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 305株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり59,670円（1株当たり59,670円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間
平成26年3月24日から平成31年3月23日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使

の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	305個	305株	26名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 川 淳一郎	株式会社エスアイピー代表取締役 睿格斯（上海）貿易有限公司董事長
専 務 取 締 役	平 賀 一 行	営業担当
常 務 取 締 役	楠 田 肇	営業担当
監 査 役	南 郷 志	
監 査 役	木 村 峻 郎	弁護士

- (注) 1. 坂本孝氏は、平成21年6月24日に取締役を辞任により退任いたしました。
2. 監査役南郷志氏および木村峻郎氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (社 外 取 締 役)	3名 (一 名)	48,089千円 (一 千 円)
監 査 役 (社 外 監 査 役)	2名 (2 名)	8,833千円 (8,833千円)
合 計	5名 (2 名)	56,922千円 (8,833千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額2億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議いただいております。
3. 監査役（社外監査役）の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額54千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役木村峻郎氏は、アイランド新宿法律事務所の代表弁護士を兼任しております。なお、当社と同兼職先の法人等との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役 南 郷志 当事業年度に36回開催した取締役会すべてに出席し、取締役会意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。

監査役 木村峻郎 監査役木村峻郎氏は非常勤監査役であり、取締役会には出席しておりませんが、事前または事後に法律の専門家として、妥当性、違法性につき助言、提案を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるルールブックを策定し業務の運営を行うこととしております。
- ② 当社は、会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 情報の保存・管理に関して

取締役の職務執行に係る情報については、法令および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・監査人等が閲覧可能な状態にて管理しております。必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施しております。

なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとしております。

② 情報の検索・閲覧の方法

職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し周知徹底しております。当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。

③ 文書・情報管理の監査

監査役は、主要な稟議書その他執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役・社員等に説明を求め、意見を述べております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するため、週1回社長報告会と意思決定会議ならびに月1回取締役会を行っております。これらの会議では、事業に関するリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。会社を取り巻くあらゆるリスクを取締役会・意思決定会議ならびに顧問弁護士等を含め分析しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役社長の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。
- ② 当社は、毎年新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに長期方針、中期方針、単年度方針を全取締役および執行役員から全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化を図っております。
- ③ 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、経営管理グループを事務局とした月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図っております。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役社長を議長とする「グループ連結会議」を設け、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図っております。
- ② 監査役は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査しております。
- ③ グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしております。
- ② 監査役は、子会社等を含む執行状況を把握するため、取締役会、グループ連結会議、意思決定会議、社長報告会の他、社内重要会議に出席をし、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。
- ③ 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告しております。
- ④ 内部通報制度による社員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役社長への報告、是正処置、通報者の保護を行うこととしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長の経営方針を確かめ会社に対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について随時意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めております。
- ② 監査役は、監査法人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めております。
- ③ 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図っております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,607,745	流 動 負 債	1,112,988
現金及び預金	448,792	買掛金	509,703
受取手形	4,536	関係会社短期借入金	450,000
売掛金	1,718,645	未払金	38,684
商品	61,534	未払費用	31,661
前渡金	91,588	前受金	648
前払費用	15,451	預り金	18,802
繰延税金資産	19,657	賞与引当金	36,040
未収入金	246,380	その他	27,447
その他	4,062	固 定 負 債	299,396
貸倒引当金	△2,903	長期未払金	221,720
固 定 資 産	666,093	退職給付引当金	77,676
有 形 固 定 資 産	28,820	負 債 合 計	1,412,385
建物	19,770	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	9,049	株 主 資 本	1,843,757
無 形 固 定 資 産	37,517	資本金	220,562
特許権	9,270	資本剰余金	267,987
商標権	43	資本準備金	267,987
ソフトウェア	10,397	利 益 剰 余 金	1,485,559
その他	17,805	利益準備金	24,062
投資その他の資産	599,756	その他利益剰余金	1,461,497
投資有価証券	199,116	繰越利益剰余金	1,461,497
関係会社株式	120,868	自 己 株 式	△130,352
長期貸付金	15,260	評価・換算差額等	4,313
敷金及び保証金	102,076	その他有価証券評価差額金	4,162
保険積立金	114,444	繰延ヘッジ損益	151
長期未収入金	41,937	新株予約権	13,383
繰延税金資産	28,652		
その他	12,000	純 資 産 合 計	1,861,453
貸倒引当金	△34,598	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,273,839
資 産 合 計	3,273,839		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成21年1月1日から
平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,192,427
売 上 原 価		5,626,681
売 上 総 利 益		1,565,746
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,515,130
営 業 利 益		50,615
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,211	
受 取 配 当 金	42,397	
そ の 他	2,520	47,130
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,608	
為 替 差 損	1,581	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,703	
そ の 他	54	5,947
経 常 利 益		91,798
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	14,062	14,062
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	874	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	31,525	32,400
税 引 前 当 期 純 利 益		73,460
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		20,375
法 人 税 等 調 整 額		△19,217
当 期 純 利 益		72,302

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から
平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
前 期 末 残 高	220,562	267,987	267,987	24,062	1,414,496	1,438,559	△130,352	1,796,756
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△25,302	△25,302		△25,302
当期純利益					72,302	72,302		72,302
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					47,000	47,000		47,000
当 期 末 残 高	220,562	267,987	267,987	24,062	1,461,497	1,485,559	△130,352	1,843,757

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	1,619	—	1,619	6,762	1,805,138
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△25,302
当期純利益					72,302
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,542	151	2,693	6,621	9,314
当期変動額合計	2,542	151	2,693	6,621	56,315
当 期 末 残 高	4,162	151	4,313	13,383	1,861,453

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額について収益の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法

(リース資産を除く)

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産…………… 定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。特許権については8年の定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法(簡便法)により、当事業年度末における退職給付債務額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(8) 会計方針の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準等)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(損益計上区分等の変更)

当社の事業は、近年、商品企画事業から販売ノウハウや販促ツール情報を総合的に顧客に提供するマーケティングサービス事業に移行しており、営業を中心とした業容に変化しております。また、これに伴い、当事業年度より、それまで製造部門として位置付けていた制作部について、営業に特化した組織変更を実施いたしました。

以上の理由により、当社の事業は、販売事業として捉えた方がより適切に実態を反映しているため、これまで製造原価に計上されていた「外注費」は「商品仕入高」として売上原価に、また「労務費」及び「経費」は、販売費及び一般管理費に計上しております。

また、「製品」及び「仕掛品」を「商品」に変更しております。従来の方によった場合、「外注費」は5,571,003千円、「労務費」及び「経費」は202,898千円、「製品」は61,534千円、「仕掛品」は4,233千円であります。

なお、この変更により従来と同一の方によった場合と比べ、売上原価は198,664千円減少し、販売費及び一般管理費は202,898千円増加しておりますが、営業利益以下に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	48,603千円
(2)関係会社に対する短期金銭債権	983,250千円
(3)関係会社に対する短期金銭債務	2,496千円
(4)受取手形裏書譲渡高	130,371千円
(5)期末日満期手形	

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形裏書譲渡高 6,428千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	売	上	高	2,335,397千円
	仕	入	高	25,163千円
			営業取引以外の取引高	46,323千円
(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	売	上	原 価	6,623千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	27,100株	－株	－株	27,100株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,798株	－株	－株	1,798株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成21年3月24日開催の第21期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 25,302,000円
- ・ 1株当たり配当金額 1,000円
- ・ 基準日 平成20年12月31日
- ・ 効力発生日 平成21年3月25日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成22年3月25日開催の第22期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 12,651,000円
- ・ 1株当たり配当金額 500円
- ・ 基準日 平成21年12月31日
- ・ 効力発生日 平成22年3月26日

(4) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成15年9月26日	普通株式	360株

(注) 上記には当事業年度の末日において、行使期間の初日が到来していないものは含まれておりません。

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	5,950千円	5,950千円	－千円
合 計	5,950千円	5,950千円	－千円

(2) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	712千円
減価償却費相当額	661千円
支払利息相当額	7千円

(3) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,596千円
貸倒引当金	15,188千円
未払役員退職慰労金	89,796千円
退職給付引当金	31,458千円
その他	11,692千円
繰延税金資産小計	162,732千円
評価性引当額	△111,002千円
繰延税金資産合計	51,730千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,318千円
その他	△102千円
繰延税金負債合計	△3,421千円
繰延税金資産純額	48,309千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	73,040円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,857円58銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成22年2月26日

株式会社レッグス

監査役 南 郷 志 ㊟

監査役 木 村 峻 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第22期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）計算書類承認の件

本議案は、前記提供書面（13頁から21頁まで）に記載のとおりとすることにつき、会社法第438条第2項の規定に基づき定時株主総会の承認を得る必要があるため、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表および損益計算書、株主資本等変動計算書ならびに個別注記表は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金500円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は12,651,000円となります。

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年3月26日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社が上場している株式会社ジャスダック証券取引所の「上場会社の企業行動に関する規範」において「監査役会」および「会計監査人」を置くものとされたため、監査役員の数を2名以内から3名以上に変更し、新たに「監査役会」と「会計監査人」を新設するものであります。あわせて補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任決議の効力を4年に変更するものであります。

また、これらに対応するため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（省略）	第1条～第3条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>取締役会、監査役を置く。</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u>
	<u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
第5条～第25条 (条文省略)	第5条～第25条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役および監査役会
(員数)	(員数)
第26条 当社は、監査役 <u>2名以内</u> を置く。	第26条 当社は、監査役 <u>3名以上</u> を置く。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(補欠監査役の選任)	(補欠監査役の選任)
第28条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	第28条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
② 前項の選任については、第27条第2項に定める規定を準用する。	② 前項の選任については、第27条第2項に定める規定を準用する。
③ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	③ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。
④ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、 <u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間</u> とする。	④ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまで</u> とする。
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤の監査役)</u>
(新設)	第30条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>(監査役会の招集)</u>
	第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>
	② <u>監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令、定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(選任方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(任期)</u></p> <p>第36条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(報酬等)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p><u>第6章 計算</u></p> <p>第32条～第36条 (条文省略)</p>	<p><u>第7章 計算</u></p> <p>第39条～第43条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款第19条第2項の規定により、他の現任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	高木一芳 (昭和42年12月27日生)	平成4年4月 株式会社レッグス入社 平成10年4月 株式会社エスアイビー取締役(現任) 平成20年4月 株式会社レッグス執行役員(現任) 平成21年7月 株式会社エム・アンド・アイ取締役(現任)	305株
2	樋口一成 (昭和41年5月13日生)	平成4年7月 株式会社アイベックス入社 平成12年7月 同社取締役就任 平成18年9月 株式会社ディージー・アンド・アイベックス(合併により現株式会社デジタルガレージ)代表取締役社長 平成21年4月 株式会社ミクプランニング代表取締役社長 平成21年6月 株式会社エム・アンド・アイ設立 同社代表取締役社長(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者高木一芳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者樋口一成氏は、当社子会社株式会社エム・アンド・アイの代表取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があるとともに、プロモーションに関する事業において競業関係にあります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役南郷志氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役の員数が3名以上となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	南郷志 (昭和20年5月20日生)	昭和43年3月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 平成8年7月 日本イリジウム株式会社取締役 平成12年4月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）転籍 平成15年4月 DDIポケット株式会社（現株式会社ウィルコム）常勤監査役 平成17年11月 株式会社ウィルコム退職 平成18年3月 当社監査役（現任）	5株
2	※後藤陽孝 (昭和49年3月13日生)	平成8年12月 有限会社コムコンピュータースクール（現株式会社コム）代表取締役（現任） 平成20年10月 株式会社ファーストアベニュー取締役（現任）	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者南郷志氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 南郷志氏は、当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、監査役としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから社外監査役候補者とするものであります。
 4. 南郷志氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 5. 当社は南郷志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 6. ※印は、新任監査役候補者であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

会社法第329条第2項の規定に基づき、会社法第335条第3項に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、第3号議案で承認可決された後に設置される監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

決議の効力は第3号議案の承認可決を条件として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとなり、補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
宮原 敏夫 (昭和25年3月3日生)	昭和48年4月 監査法人朝日会計社（現 あずさ監査法人）入社 昭和55年10月 監査法人朝日会計社（現 あずさ監査法人）退社 昭和55年10月 宮原公認会計士事務所 開設 平成13年3月 爽監査法人設立 代表社員就任（現任） 平成15年5月 株式会社乃村工藝社社外監査役	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者は、社外補欠監査役候補者であります。
 3. 宮原敏夫氏は、会計士としての豊富な経験や知識に基づき、企業経営に対する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
 4. 宮原敏夫氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第7号議案 会計監査人選任の件

内部統制、四半期開示等監査体制の充実と監査の品質向上を図るために会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	京都監査法人													
主たる事務所の所在地	主たる事務所 従たる事務所	京都市下京区四條通烏丸東入ル長刀鉾町8 東京都港区浜松町二丁目4番1号												
沿革	平成19年3月19日 京都監査法人設立													
概要 (平成22年1月31日現在)	構成人員	<table border="0"> <tr> <td>社員（公認会計士）</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td>職員（公認会計士）</td> <td>72名</td> </tr> <tr> <td>（会計士補）</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>（公認会計士試験合格者）</td> <td>64名</td> </tr> <tr> <td>（その他の職員）</td> <td>99名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>264名</td> </tr> </table>	社員（公認会計士）	24名	職員（公認会計士）	72名	（会計士補）	5名	（公認会計士試験合格者）	64名	（その他の職員）	99名	合計	264名
社員（公認会計士）	24名													
職員（公認会計士）	72名													
（会計士補）	5名													
（公認会計士試験合格者）	64名													
（その他の職員）	99名													
合計	264名													
	関与会社数	184社												
	出資金	303百万円												

第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者に対して、特に有利な条件により新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者に対して、下記要領に記載の内容の新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者に対し割り当てるものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式300株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

- (3) 募集新株予約権の総数

300個を総数の上限とします。

（各新株予約権の目的となる株式の数は1株とします。ただし、上記（2）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。）

- (4) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除きます。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成27年3月25日から平成32年3月24日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要します。
ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」といいます。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。
- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

- (8) 新株予約権の取得事由および条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。
- (11) 新株予約権に関するその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成22年3月24日（水曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎️ ①0120-186-417（24時間受付）

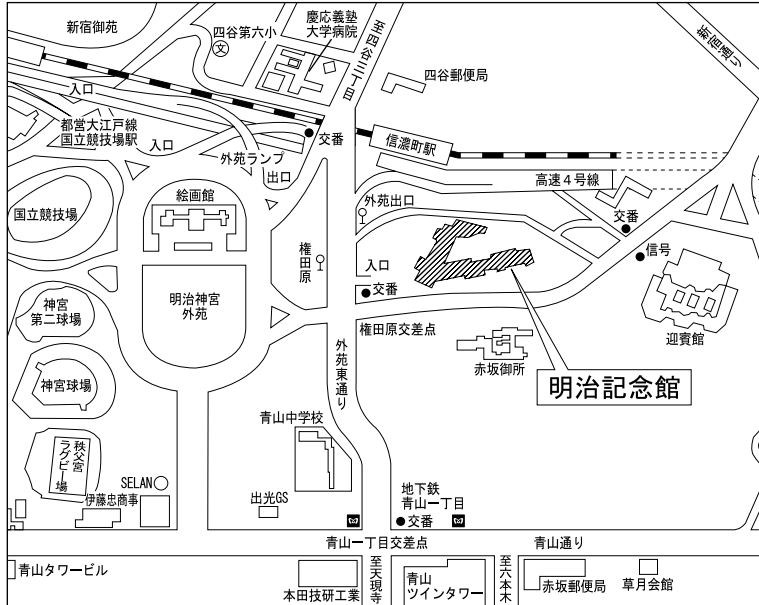
<その他のご照会> ☎️ ①0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株式会社レッグス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 芙蓉の間
電話 (03) 3403-1171 (代)



[交通のご案内]

- JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩4分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線青山一丁目駅（2番出口）より徒歩8分
- 都営大江戸線国立競技場駅（A1出口）より徒歩9分
- 都バス「権田原」より徒歩1分
（品97）品川駅／品川車庫前－新宿駅西口
- 車 高速4号線（外苑出口）より1分 * 200台収容可能専用駐車場あり